

平成 29 年度第 1 回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

平成 29 年 9 月 13 日（水）午前 9 時 30 分から 11 時 5 分まで

2 開催場所

岩手県庁 12 階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員（8 名出席）

渡辺 正和 委員長、石川 奈緒 委員、磯田 朋子 委員、佐藤 善男 委員、沢田 茂 委員、
新井田 信也 委員、村上 素子 委員、山田 佳奈 委員

(2) 県側出席者

（総務部）高橋総務部副部長兼総務室長、稲葉総務室入札課長

（企業局）村上経営総務室主幹兼予算経理担当課長

ほか抽出工事説明職員

4 開会

事務局から開会を宣言し、定足数を充足しており会議が成立することを報告した。

5 挨拶（高橋総務部副部長）

委員の皆様には、御多忙のところ、御出席いただき厚く御礼申し上げます。

また、本日初めて御出席いただきます沢田委員におかれましては、退任された菊池委員の後任として、委員就任を快くお引き受けいただき心より感謝申し上げます。

東日本大震災津波の発災から 6 年半が経過しました。この間、全県をあげて、復旧・復興に取り組み、また、本年、平成 29 年度には第 3 期復興実施計画をスタートさせております。安全、暮らし、なりわいの各分野において、復興を更に進めますとともに、復興事業の総仕上げを視野に復興の先も見据えた地域振興にも取り組みながら、更なる展開につなげていく重要な時期でもあります。

このような中、県営建設工事の発注状況等を見ますと、震災に伴う復旧・復興工事の発注はピークを越えまして、入札不調も平成 25、26 両年度をピークに昨年まで減少傾向にありましたが、本年 1 月からは前年同月を上回って推移しているところです。

これは、昨年発生した台風第 10 号の復旧工事等の発注の増加が影響しているものと考えられますが、これから関連工事が本格化して参ります。これまで入札不調への対策など、復興工事に影響を与えないよう関係部局等と連携し、努めて参りましたが、引き続き、情勢を注視しながら的確に対応して参りたいと存じます。

本日の委員会では、平成 28 年 12 月から平成 29 年 7 月までの契約工事について、御審議いただくこととしております。

御審議の中で委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえまして、今後の取組に生かして参りたいと存じますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

6 議事（議長：渡辺委員長）

はじめに、会議の公開の取扱いについて確認します。

本日の議題については、「会議の公開に関する取扱い」に基づく苦情及び談合情報等の非公開とする議題がないことから、全て公開としますので御了解願います。

それから、議事の(3)「抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について」の審議のうち、本日、追加でお手元に配布しました資料 No. 8 - 2 は非開示とする資料ですので、各委員におかれては御了承願います。

それでは、次第に従って議事を進めて参ります。

(1) 「部会委員の指名」について

当委員会には「苦情調査審議部会」と「談合等調査審議部会」が設置されておりますが、「苦情調査審議部会」委員の菊池委員が辞任され、欠員となっております。

部会委員は、委員会条例第6条第2項の規定により、委員長が指名することとされておりますので、苦情調査審議部会の委員には、沢田委員を指名します。

沢田委員よろしく願います。

(2) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

[事務局から説明]

ア 入札方式別発注工事の状況について（資料 No. 1～4）

イ 低入札価格調査制度対象工事の状況について（資料 No. 5）

ウ 指名停止等の措置状況について（資料 No. 6）

[質疑等]

【渡辺委員長】

低入札価格調査の件ですが、資料では開札日が平成 29 年 3 月 24 日になっていて、摘要欄を見ますと低入札価格調査審査会の開催が 4 月 24 日、1 か月後となっているのですが、例規集の「医療局建設工事低入札価格調査審査会設置要領」22 ページでは、手順の中で標準日数が右の方に書かれていて、開札してから 10 日間で、いろいろな調査をして、その後 4 日程度で審査会が開かれるように読めるのですけれども、今回 1 か月かかっているということと、この標準日数との関係はどうなりますか。

(事務局)

標準日数で示しているのは、あくまでも標準的な目安として、このくらい日数は確保したいというところで、実際の低入札調査の対象となった場合には、直ちに調査対象となることを通知して、資料の提出を求めます。そこで、この後、審査期間は、やはり事務手続き上、日数がかかる場合もございますし、10 日で済む場合もあります。そういうこともあって、その期間は必要になると思っただければと思います。

【渡辺委員長】

標準日数ですからいろんなケースがあるかとは思いますが、その日数かかることで落札者の方に不利益が及んでなければいいなと思ったものですから、その辺の心配はないということになりますか。

(事務局)

実際、調査を行うとなるとその調査対象者と下請予定業者、資材購入予定業者、さまざまな方からヒアリングしますので、その資料作成であるとか内容審査まで行います。落札者に不利益という観点

から言えば、そこは生じないものと考えます。

【渡辺委員長】

わかりました。

(医療局)

実際、今回は、年度またぎということもあって、担当が変わった件もいろいろありますけれども、今、言われたように標準日数の中で、提出期限を定めて書類を出していただいておりますが、出してもらっている資料で完璧に揃っている状態であればいいのですが、やはり審査をする中で、必要な内容というのを何度かやりとりして、その資料の提出を求めるといった期間もさらに必要になります。どうしても言われた期限に出されても、それですぐ審査という形には当然行けないので、内容審査を行って、さらに不足資料を提出していただくと、そういった期間がやり取りの中でできますので、さらに日数がかかったというのが現状であるということです。

【渡辺委員長】

ありがとうございました。

(3) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

【渡辺委員長】

抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等についての審議を行います。今回の審議の対象となる工事については、山田委員に抽出をいただいておりますので、抽出に関して山田委員から報告をお願いします。

抽出工事の選定について報告（資料 No. 7）

【山田委員】

前回の委員会で指名をいただきましたので、事務局からの資料をもとに8月25日に対象工事を抽出いたしました。

抽出した工事は、それぞれ、資料 No. 2 から資料 No. 4 までの工事のうちから選定しまして、WTO 対象工事の一般競争入札から1件、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から1件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件といたしました。

抽出にあたりましては、予定価格が比較的大きく、落札率が高いあるいは低いものの中から、総合評価落札方式、価格方式、工事業種及び発注機関のバランスを考慮しまして抽出いたしました。

台風第10号災害復旧事業等への対応についても配慮して抽出いたしました。

以上により、お手元の資料 No. 7 のとおり4件の工事を抽出いたしましたので報告申し上げます。

【担当部局から説明】

ア 大船渡漁港海岸高潮対策（細浦地区防潮堤その1）工事（資料 No. 8）

【質疑等】

【磯田委員】

今回は、くじで決まったということですが、新聞記事でくじに関する問題提起みたいなものを見たのですが、入札額のソフトみたいなものがある、それを利用する業者が出てきているために入札額が同じ金額で出てくることが多くなってきて、それで点数をやっても同点が結構出て、くじによる入札が増えてきているというのを読んで、それが低入札というか最低価格の入札に繋がっているということらしいのですが、本県の場合のくじの割合というのは、どのくらいになるのでしょうか。

そのところは、どのようにお考えなのか聞きたいと思いました。

(事務局)

本県でのくじ引きによる落札者の割合というのは、年間でも8件(0.8%)程度で、かなり低い割合です。

今回、WTO対象工事でくじ引きが発生しましたが、本県でのくじ引きによる落札者の決定というのは、かなり低い割合と考えております。

その理由、要因は、本県では低入札価格調査制度を採用して、調査基準価格、さらに数値的判断基準、失格基準価格といったもので、フィルターを何回も通して、落札決定しておりますので、そこで同額であるかというのは、かなり少なくなっていると考えています。

業者の方でどのように積算するかというのは、さまざまあるのでしょうかけれども、全ての工事で内訳書を求めて、そのとおりに積算されているかというのも求めておりますので、新聞記事だったと思いますが、県ではそういった状況は少ないと考えております。

【磯田委員】

多いところでは50%近くということも載っていましたので、どうなのかなと思いました。ありがとうございました。

[担当部局から説明]

イ 四十四田発電所ほか放流警報装置更新工事 (資料 No. 9)

[質疑等]

【山田委員】

こちらの低入札ということで拝見しておりまして、約75%、4分の3というあまり拝見したことがない数字と思っておりますが、予定価格の4分の3で可能だといった背景というか、技術的なところに関わるのかも知れませんが、何かお聞きになっていらっしゃることは、積算の根拠といったところで、これで可能だということなのでしょうか。

(企業局)

今回設計するにあたり、5者に見積依頼しましたが、2者辞退ということで、3者の見積りを参考に作成したもので、競争により低下していると考えます。

3者とりましたので、そこで若干下げはあります。

2番目として業者が発注工事に基づき、工事費を精査した結果、価格が低下したものと考えております。

3つ目としまして、今回落札した業者が既設の納入業者で、利益を縮減しても納入実績を確保したいという意向があったのではないかと考えております。

【山田委員】

ありがとうございます。いってみれば、企業が企業努力をされて下げてこられたという理解で、簡単にいってしまえばそういうことでしょうか。

(企業局)

そのとおりです。

【山田委員】

内訳を拝見しても、現場管理費、一般管理費等については、合格ということに拝見しておりますので、わかりました。

【佐藤委員】

今のことに関連して、予定価格の出し方は、実務的には、どういう手順というか、あまりにも差異がありすぎるといふ懸念もあるのでありますけれども教えていただきたい。

(企業局)

予定価格については、設計をして価格を出しております。設計については、先ほど、申し上げたとおり、今回、若干特殊な仕様ということもあり、事前に設計用の見積りを徴収しまして、その金額と県の設計の積算に基づき計上したものの、それらをもとにして設計書を作成して、設計額を予定価格としております。

補足として、11 ページの資料を見ていただければと思います。数値的判断基準による判定表ということで、今回の入札にあたりましては、入札参加が一者ということで、失格基準価格が設定されないというものになります。ということで、調査基準価格以下になったものについては、この数値的判断基準に基づいて判断する形になります。

設計金額につきましては、先ほど説明したとおり、業者見積りを事前にとって県の単価等を調整の上積算したもので、設計金額は適正なものとして判断しております。それぞれの直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の判定基準の率が決まっておりますので、これに基づきまして、直接工事費、共通仮設費の部分については、判定基準を下回る率ということで低いのかなということではありましたが、最終的な合計額が設計金額に対しまして、決められた額以内といった形になっておりましたので、ちょっと低い数字にはなりますけれども判定で、合格、落札決定という判断をしたところです。

【佐藤委員】

11 ページでは失格判定が2つあって、合格が2つあって総合的に判断して合格という、これは、自由裁量かなんかですか。

(企業局)

複数名の入札参加者がいる場合で、一つでも項目に失格があれば、そこで不合格といいますか失格となりますけれども、今回は、この表の下のところの※印に書いてありますとおり、全ての入札者がいずれかの費目において判定基準を下回る場合には、合算額により判定するというので、今回、一者ということですので、いずれかの費目において判定基準を下回っておりますけれども、最終的には合算額のところで判定するという判断になっております。

【佐藤委員】

わかりました。

【石川委員】

今の説明で、全ての入札者がいずれかの費目において判定基準を下回る場合は、合算額により判定するというのは、国とかで決まっていることをこちらで使っているということですか。

岩手県として、こういうふうにしましよと決められたものですか。2つの失格と書かれているところを、大丈夫と判断するのは、なかなか心配な面があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(企業局)

数値的判断基準につきましては、県の規程に基づいて行っているものでございます。御心配のとおり直接工事費のところ、少し低いのではないかと、共通仮設費の分で低いのではないかと失格という数字にはなりますけれども、最終的に全体的な契約額の範囲内で、実施できるということでの判断という形になります。

入札者が5者以上であれば、調査基準価格の下に失格基準価格というものがございまして、失格基準価格を下回れば失格となりますし、失格基準価格から調査基準価格の間であれば、いろいろ業者に資料提供を求めて、本当に実施できるのかという判断を先ほどの医療局みたいな感じで行うわけです。今回、数値的判断基準を上回るという形になりますので、数値的判断の基準に基づいて施工できるかどうかの判断を下すという形になります。

(事務局)

補足しますと数値的判断基準は、国の決め方ではなくて、県の要領で定めております。

具体的には、例規集の20-3のページが該当しますが、こちらは、低入札価格調査制度の事務処理要領を定めたものでございますが、第6の2「数値的判断基準による判定」が書いてありますが、中段に、「ただし、全ての入札者が基準に満たない場合は、合計額に満たない価格により入札した者のみを失格とする」という扱いでございますが、競争相手がいれば、一つでも不合格の判定があれば、失格になって次の候補者を判定する段階に移るわけですけれども、今回は、その相手がいないということでしたので、その合計額で判定する方法をとったということです。

そもそも低入札価格調査制度は、本来、競争相手がいての制度で設計されているものと思います。もともと、履行できない低入札で入札があった場合には、その者とは契約しない、他の者と契約するという制度の枠組みですが、本県では、この部分を一者の場合でも数値的判断基準により判定はしましょうという取扱いをしておりまして、もう一段階絡ませて、判定しているところです。

今回は、一者の入札であったというところでイレギュラーといいますか例外的な扱いになっているものです。

[担当部局から説明]

ウ 北上川上流流域下水道 都南浄化センター3, 4系スカム分離機ほか更新(機械設備)工事

(No.10)

[質疑等]

【新井田委員】

資料11ページの契約書ですが、5ページの公告では工期が「平成30年3月15日まで」と公告されていますが、契約書では工期が「平成29年3月31日まで」とされているのはどのような理由ですか。

(盛岡広域振興局)

資料の6ページを御覧いただきたいと思います。13その他の(1)「本工事に係る予算案が県議会の2月定例会で否決された場合は、本公告を取り消すものとする。なお、当初契約の工期は、『平成29年3月31日まで』とし、本工事に対する国庫補助金の繰越手続き完了後に予定の工期に変更する」ものと条件を付けておりまして、繰越しの工事だったものですから国の承認がでるまでは、年度内の工期で契約したものです。

【新井田委員】

国の補助金の承認の後にまた契約するというのか、延長するというのか。

(盛岡広域振興局)

年度内に変更契約し、工期延長するものです。

【新井田委員】

わかりました。

[担当部局から説明]

エ 大船渡漁港海岸災害復旧（23 災県第 520 号防潮堤その 3）工事（No.11）

[質疑等]

なし

【渡辺委員長】

4つの事案を通して、改善点、入札制度全般について、御質問、御意見があればお願いしたいですがいかがでしょうか。

【山田委員】

「四十四田発電所ほか放流警報装置」の件です。先ほど 75%でというところで、資料 No. 9 について、確認といいますか、半分お願いというか意見といいたいでしょうか。佐藤委員もおっしゃっていました乖離があるという点について、です。皆様には十分に見ていただいていると思いますが、これは警報に関わるもので、どの事案も人命に関わる大変重要なものばかりですけれども、やはり、他に競争相手がいないという背景があったのでしょうかけれども、逆にいうとそれが故に一般論としても、今後の中身の方を一層確認していただければありがたいというお願いでございます。

【渡辺委員長】

今の御意見、今後の事務執行に生かしていただければと思います。

(企業局)

今後の事務の参考にし、設計金額を十分に吟味し、入札額についても十分に吟味しながら対応していきたいと思います。

(4) 県営建設工事に係る入札の取りやめの状況及び落札率について

[事務局から説明]

県営建設工事に係る入札の取りやめ状況及び落札率について（資料 No.12、13）

[質疑等]

なし

7 その他

(事務局)

当委員会委員の任期は、平成 29 年 11 月 28 日までとなっており、定例の委員会は今回が最後となります。

次回の委員会は 2 月を予定しておりますが、新委員が決まりましたら、日程、抽出委員を決めさせていただきますと考えております。

なお、部会で調査が必要な事案が発生した場合は御対応いただきますが、定例会は最後となりますので、この場をお借りして御礼を申し上げます。

8 閉 会

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会を閉会します。